

横須賀市報

号外第9号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地
毎月		横須賀市役所
10日	編集兼	横須賀市長
25日	発行人	上地克明
	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

監査委員公表

◇監査結果の報告について	1
◇監査の結果報告に係る措置の公表について	5

監査委員公表

横須賀市監査委員公表

令和8年第3号

監査結果の報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和8年4月27日

横須賀市監査委員	鷹野加裕子
同	井上東
同	南まさみ
同	加藤ゆうすけ

経済部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和8年1月16日から同年3月27日まで

3 監査の対象及び範囲

経済部の所管に属する令和7年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

前述のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

建設部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和8年1月16日から同年3月27日まで

3 監査の対象及び範囲

建設部の所管に属する令和7年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

前述のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

農業委員会事務局監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和8年1月16日から同年3月27日まで

3 監査の対象及び範囲

農業委員会事務局の所管に属する令和7年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

前述のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

横須賀市監査委員公表

令和8年第4号

監査の結果報告に係る措置の公表について

令和8年2月10日付け横須賀市監査委員公表令和8年第1号をもって公表した定期監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年4月27日

横須賀市監査委員	鷹野	加裕子
同	井上	東
同	南	まさみ
同	加藤	ゆうすけ

[民生局地域支援部]

1 収入に関する事務

出納員等領収印取扱規程によると、領収印を調製し、又は改刻しようとする場合は、会計管理者の承認を受け、会計管理者の領収印台帳の登記を経なければならないとされているが、同規程に基づく手続きを経ていない領収印が使用、保管されていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は、出納員等領収印取扱規程に基づいた適正な管理に改められたい。

(窓口サービス課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、出納員等領収印取扱規程の認識不足から生じたものであった。

今回の指摘を受け、直ちに該当の領収印について、窓口サービス課において課長が、領収印台帳への登記手続きを実施した(令和7年11月4日付)。併せて、現在使用している領収印と領収印台帳の突合点検を実施し、廃棄処理が未了となっていた領収印についても、所定の手続きにより廃棄処理を完了した。

再発防止のため、令和8年2月に部内会議において、部長が全所属長に対して同規程の内容を改めて周知するとともに、突合点検を実施した。今後は、一年に一度の定期的な点検を実施するとともに同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、周知徹底した。

2 財産管理に関する事務

(1) 物品会計規則によると、郵便切手、はがき、レターパック等又は収入印紙の管理については、交付後直ちに消費されるものを除き、所管において物品受払簿(第1号様式)により受払いを明らかにしておかなければならないとされている。

郵便切手の管理において、郵便切手の保有枚数と物品受払簿の残数は一致していたものの、物品受払簿の所属長確認欄に所属長の署名又は押印がされていないものがあったので、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

(地域コミュニティ支援課、逸見行政センター)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、物品会計規則における管理方法の認識不足により生じたものであった。

今後は、郵便切手等の受払いを行った際には速やかに物品受払簿に記録して所属長の署名又は押印を行い、同規則に基づいた適正な管理を行うよう改めるとともに、物品受払簿の適正な管理を行うよう令和8年2月に部長から全所属長に対し、部内会議において周知徹底した。

- (2) 物品会計規則によると、物品出納員は、物品で不用になり、又は物品で使用に堪えないものができたときは、再使用できるものを除き、直ちに売払い又は除却（令和5年度以前は会計課物品出納員に返納）の手続をしなければならないとされている。次の備品について、令和5年度以前に財務会計システムへの不用決定手続きをせずに会計課物品出納員に返納したため、備品整理簿に登録されたままとなっていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

品名	備品番号	金額	取得年月日
発電機	0000027471	655,000円	1986年5月21日
自動つり札機	0000016214	501,900円	2008年6月15日

（逸見行政センター）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、物品の異動時に適切に処理を行っていなかったこと、及び定期的な備品の確認を怠っていたことから生じたものであった。そのため、令和8年1月から2月にかけて逸見行政センターにおいて館長及び担当職員が備品の棚卸しを実施し、備品の再確認、及び必要な手続きを行った。

再発防止のため、令和8年2月に部内において担当者が備品と備品整理簿の突合点検を実施するとともに必要な手続きを行った。

今後は、定期的に突合点検を実施するとともに物品会計規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、令和8年2月に部長から全所属長に対し、部内会議において周知徹底した。

- (3) 物品会計規則によると、課長等は、所管する備品に第2号様式甲による備品整理票をちょう付して整理しなければならないとされているが、次の備品について備品整理票がちょう付されていなかったため、必要な措置を講じるとともに、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

品 名	備品番号	金 額	取得年月日
プリンター	0000022021	72,450円	2007年 4 月 25日

(逸見行政センター)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、備品整理票を定期的に確認していないことから生じたものであった。

今回の指摘を受け、令和 8 年 1 月から 2 月にかけて逸見行政センターにおいて館長及び担当職員により備品整理票が適切にちょう付されているか確認し、劣化している備品整理票はちょう付し直した。

再発防止のため、令和 8 年 2 月に部内において担当者が備品の総点検を実施するとともに、備品整理票をちょう付し直すなどの必要な措置を講じた。

今後は定期的な点検を実施するとともに、適正に備品整理票をちょう付するよう令和 8 年 2 月に部長から全所属長に対し、部内会議において周知徹底した。